

別紙 1 現地条件・各種規制値

1 施設の立地条件・各種規制値

本対象施設の立地条件を表 1-1 に示す。航空法第 49 条、または第 56 条における大阪国際空港での制限より制限高を超える物件等の設置は原則認められていないため留意が必要である。

表 1-1 津守下水処理場の立地条件

項 目	内 容
住 所	大阪市西成区津守 2 丁目 7 番 13 号（事業予定地） 大阪市西成区津守 2 丁目 8 番 24 号（現 PFI 事業用地）
都市計画区域	都 市 計 画 区 域 内
用 途 地 域	準 工 業 地 域 及 び 工 業 地 域 （建ぺい率：200%、容積率：60%） ※本事業予定地は準工業地域、現 PFI 事業用地は工業地域
防 火 地 域	準 防 火 地 域
悪 臭	大阪市内全域 臭気指数：10（敷地境界線） （参照：別表 1）
騒 音	・ 第三種区域：準工業地域 昼間：65dB 以下、朝夕：60dB 以下、夜間：55dB 以下 ・ 第四種区域：工業地域 昼間：70dB 以下、朝夕：65dB 以下、夜間：60dB 以下 （参照：別表 2）
振 動	・ 第二種区域（Ⅰ）：準工業地域 昼間：65dB 以下、夜間：60dB 以下 ・ 第二種区域（Ⅱ）：工業地域 昼間：70dB 以下、夜間：65dB 以下 （参照：別表 3）
制限高（海拔高）	制限高：約 301m ※上記制限高は航空法第 49 条、または第 56 条の 3 による大阪国際空港での制限内容である。

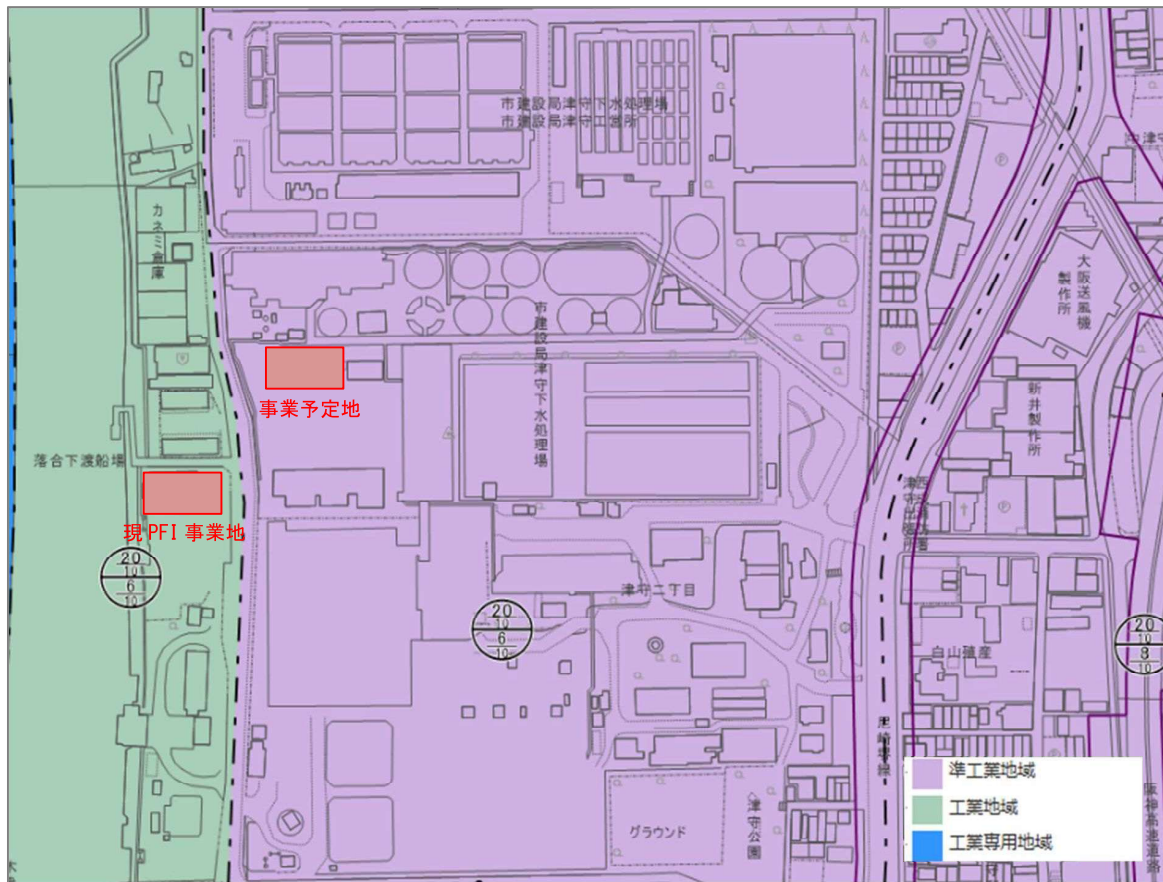


図 1-1 津守下水処理場周辺の用途地域

(別表 1)

○ 悪臭防止法第 3 条及び第 4 条の規定に基づく規制地域及び規制基準

平成18年 1 月27日

告示第103号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第 3 条及び第 4 条の規定により市長が設定する規制地域及び規制基準を次のとおり告示し、平成18年 4 月 1 日より施行する。

なお、昭和48年大阪市告示第436号は、平成18年 4 月 1 日をもって廃止する。

第 1 規制地域 大阪市の区域

第 2 規制基準

1 敷地境界線における規制基準 臭気指数 10

2 排出口における規制基準

(1) 次に掲げる排出口の高さの区分ごとに、次のように定める。ただし、排出ガスの臭気指数を定める場合、その値は、10以上でなければならない。

一 排出口の実高さが15メートル以上の施設

アに定める式により算出される臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、環境大臣が定める方法により算出される値をいう。以下同じ。）

$$\text{ア } q_1 = 60 \times 10^{0.7745} / F_{\text{max}}$$

この式において、 q_1 及び F_{max} はそれぞれ次の値を表すものとする。

q_1 排出ガスの臭気排出強度（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎分）

F_{max} 悪臭防止法施行規則別表第 3 に定める式により算出される $F(x)$ （温度零度、圧力 1 気圧の状態における臭気排出強度 1 立方メートル毎秒に対する排出口からの風下距離 x （単位 メートル）における地上での臭気濃度）の最大値（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した秒毎立方メートル）。ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が 1 を排出ガスの流量（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎秒）で除した値を超えるときは、1 を排出ガスの流量で除した値とする。

イ アに規定する F_{max} の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。

① 2 (2)に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物（対象となる事業場の敷地内の建物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 1 号に定める建築物及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第 4 項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のもの。以下同じ。）の高さ（以下「周辺最大建物の高さ」という。）の2.5倍以上となる場合 排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値

② 2 (2)に定める方法により算出される初期排出高さが、周辺最大建物の高さの2.5倍未満となる場合 排出口からの風下距離がただし書きにより定める R 以上となる区間における最大値。ただし、 R は排出口と敷地境界の最短距離と、

環境大臣が定める方法で算出される周辺最大建物と敷地境界の最短距離のうち、いずれか小さい値

二 排出口の実高さが15メートル未満の施設

次の式により算出される排出ガスの臭気指数

$$I = 10 \times I_o \times C$$

$$C = K \times H_b^{-2} \times 10$$

これらの式において I、K 及び H_b は、それぞれ次の値を表すものとする。

I 排出ガスの臭気指数

K 次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が0.6メートル未満の場合	0.69
排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合	0.20
排出口の口径が0.9メートル以上の場合	0.10

H_b 周辺最大建物の高さ（単位 メートル）。ただし、算出される値が10未満である場合又は10以上であって排出口の実高さ（単位 メートル）の値の1.5倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第二欄に掲げる式により算出される高さ（単位 メートル）とする。

10未満	6.7メートル以上	10メートル
	6.7メートル未満	排出口の実高さの1.5倍
10以上であって排出口の実高さ（単位メートル）の値の1.5倍以上		排出口の実高さの1.5倍

(2) 初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ（単位 メートル）とする。

$$H_i = H_o + 2(V - 1.5)D$$

この式において、 H_i 、 H_o 、V 及び D は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_i 初期排出高さ（単位 メートル）

H_o 排出口の実高さ（単位 メートル）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

D 排出口の口径（単位 メートル）。ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円形とみなしたときの直径とする。）

3 排水水における規制基準 臭気指数 26

附 則(令和6年4月1日告示第6727号)

出典：悪臭防止法第3条及び第4条の規定に基づく規制地域及び規制基準（平成18年1月27日）告示第103号

(別表 2)

騒音規制基準（第三種区域、第四種区域）

一 騒音に係る規制基準

時間の区分		朝(午前六時から午前八時まで) (単位 デシベル)	昼間(午前八時から午後六時まで) (単位 デシベル)	夕(午後六時から午後九時まで) (単位 デシベル)	夜間(午後九時から翌日の午前六時まで) (単位 デシベル)
区域の区分					
第一種区域		四五	五〇	四五	四〇
第二種区域		五〇	五五	五〇	四五
第三種区域		六〇	六五	六〇	五五
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲五〇メートルの区域及び第二種区域の境界線から一五メートル以内の区域	六〇	六五	六〇	五五
	その他の区域	六五	七〇	六五	六〇

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（令和 7 年 4 月 1 日施行）

(別表 2)

振動規制基準（第二種区域（Ⅰ）、第二種区域（Ⅱ））

二 振動に係る規制基準

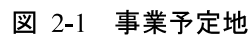
時間の区分		昼間(午前六時から午後九時まで) (単位 デシベル)	夜間(午後九時から翌日の午前六時まで) (単位 デシベル)
区域の区分			
第一種区域		六〇	五五
第二種区域（Ⅰ）		六五	六〇
第二種区域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲五〇メートルの区域及び第一種区域の境界線から一五メートル以内の区域	六五	六〇
	その他の区域	七〇	六五

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（令和 7 年 4 月 1 日施行）

建設予定地の配置について以下に示す。

面積：事業予定地面積 約 600m²

現 PFI 事業地面積 約 1,052m²



3 浸水予防高

本事業のうち、津守下水処理場の運転管理に関わる施設は、内水氾濫や外水氾濫が起きた際も機能を喪失しないよう設計すること。津守下水処理場における浸水予防高を以下に示す。

浸水予防高	: O.P.+5.50m（放流先河川（木津川）H.H.W.L）
計画地盤高	: O.P.+3.50m
適用施設	: 熱供給に係る施設など汚泥処理の維持に関わる施設

4 汚泥消化に係る実績値

津守下水処理場における汚泥消化に係る実績値を図 4-1 に示す。

項目	消化槽投入 汚泥量 m ³ /日	消化ガス 発生量 Nm ³ /日	消化槽加 温熱量 MJ/日	消化槽加温 熱量 MJ/月
R4.4	1,042	25,905	183,711	5,511,316
R4.5	934	23,223	168,803	5,232,902
R4.6	969	22,790	182,370	5,471,093
R4.7	890	20,040	164,628	5,103,468
R4.8	844	20,311	151,798	4,705,730
R4.9	829	20,657	163,767	4,913,018
R4.10	870	21,240	156,426	4,849,205
R4.11	993	23,377	160,402	4,812,051
R4.12	1,052	24,260	171,895	5,328,746
R5.1	1,026	24,233	195,899	6,072,854
R5.2	1,124	25,760	218,820	6,126,960
R5.3	1,095	26,734	197,387	6,118,984
R5.4	1,008	25,181	184,335	5,530,045
R5.5	1,003	23,458	157,422	4,880,077
R5.6	1,079	21,944	167,209	5,016,259
R5.7	1,067	21,177	166,996	5,176,875
R5.8	1,027	20,913	161,161	4,996,001
R5.9	1,034	20,108	156,112	4,683,353
R5.10	962	20,737	165,804	5,139,912
R5.11	1,059	22,429	166,067	4,981,997
R5.12	1,155	24,689	192,232	5,959,195
R6.1	1,221	24,430	221,046	6,852,424
R6.2	1,307	26,353	245,959	7,132,818
R6.3	1,346	25,830	253,969	7,873,034
R6.4	1,250	25,651	220,796	6,823,881
R6.5	1,183	24,261	197,569	6,124,646
R6.6	1,112	22,899	186,943	5,608,298
R6.7	1,050	21,196	165,326	5,125,106
R6.8	1,048	22,024	157,633	4,886,612
R6.9	1,065	20,253	147,676	4,430,282
R6.10	1,111	22,045	156,368	4,847,421
R6.11	1,052	22,875	161,685	4,850,544
R6.12	1,107	25,320	234,250	7,261,756
R7.1	1,148	25,122	249,321	7,728,961
R7.2	1,223	27,227	267,678	7,494,970
R7.3	1,239	28,150	241,011	7,471,337
平均	1,069	23,395	186,973	5,688,889
最大	1,346	28,150	267,678	7,873,034
最小	829	20,040	147,676	4,430,282

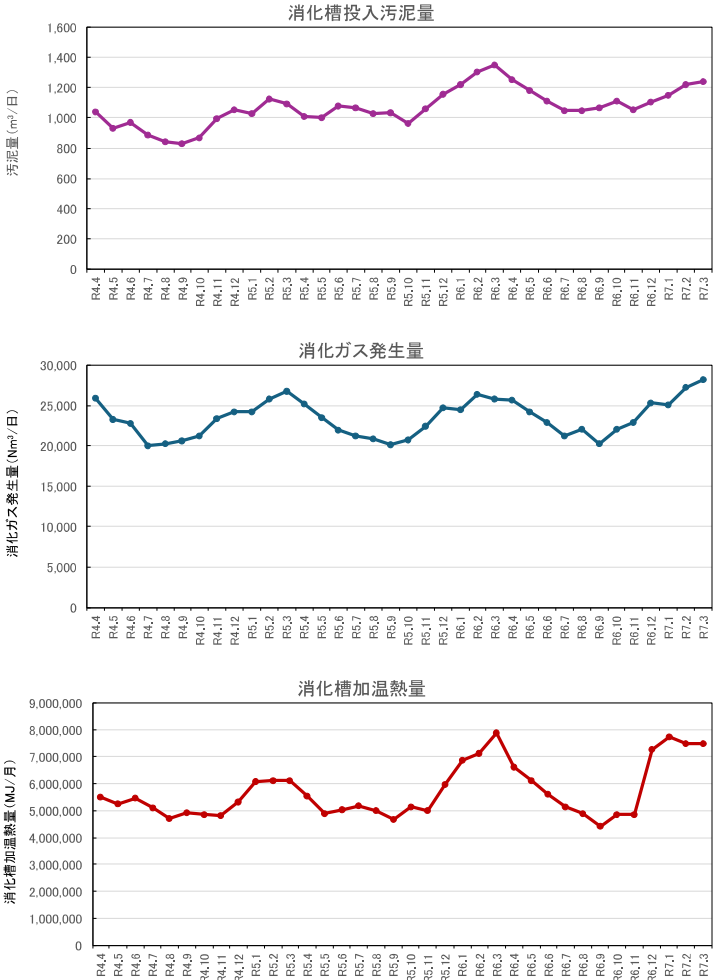


図 4-1 汚泥消化に係る実績値